

令和7年度版

朝霞市 住まいの サポートブック



朝霞市（開発建築課）

「住まいのサポートブック」に記載されている情報は、**令和7年4月1日現在**のものです。
内容は変更されることがありますので、それぞれの問い合わせ先にご確認ください。

住まいに関する最新の情報は、朝霞市ホームページ (<https://www.city.asaka.lg.jp/>) に掲載しています。

はじめに

住宅（住居）は、生活を包む器であり、身を守るためのシェルターとしての役割、家庭生活の場（育児、食事、団らん、もてなしなど）としての役割、個人発達の場など、様々な役割があります。

また、住宅は、その地域における人と人との関わることで、絆や支えあいに繋がるため、非常に重要な役割をもっています。



住宅や居住環境は、生活の基本となるもので、住生活の向上は誰しもの願いです。もちろん、それぞれの住宅や居住環境は、所有されている方々が自ら行い、適正に管理していく必要があります。

市では豊かな住まいづくりに向けた市民意識の醸成や良質な住宅ストックの形成、良好な居住環境の形成などに取り組み、また、高齢者世帯や障害者世帯等に配慮した住宅施策を進めています。

「朝霞市住まいのサポートブック」は、住まいに関する相談窓口や支援制度などについて、住まいに関するお役立ち情報をまとめたものとなります。

皆様が住宅について何かお悩みを抱えている場合や、問い合わせ先をお調べになる際などにお役立てください。

目次

1	住環境に関する補助	
	耐震診断補助金	1
	耐震改修補助金	1
	耐震シェルター等設置費補助金	1
	ブロック塀等撤去費補助金	2
	生け垣等設置奨励補助金	2
	個人住宅リフォーム資金補助金	3
	創エネ・省エネ設備設置費補助金	4
	高齢者等住宅改善費補助金	5
	介護保険住宅改修制度	5
	家具転倒防止器具等設置費補助金	6
	高齢者住替え家賃給付	6
	住居確保給付金	7
	家具転倒防止器具等設置費補助金	10
	重度障害者住宅改善費補助金	10
	日常生活用具の給付制度	11
	私道整備事業補助金	11
2	住宅全般に関する相談	
	居住支援相談	12
	不動産無料相談	12
	住宅建築相談	12
	法律相談	13
	消費生活相談	13
3	分譲マンションに関する支援	
	分譲マンション管理相談	14
	埼玉県分譲マンションアドバイザー	14
	住まい相談プラザ	14
	マンション管理計画認定制度	15
	マンション長寿命化促進税制	15
4	賃貸住宅に関する支援	
	市営住宅	16
	高齢者住宅	17
	県営住宅	17
5	空き家等に関する相談・支援	
	空き家等の管理について	18
	空き家のワンストップ無料相談	18
	空き家バンク制度	19
	解体費用シミュレーター等について	19
	空き家活用ローン制度について	19
6	住まいの終活ノート	
		20

1 住環境に関する補助



耐震診断・耐震改修等補助金

問：開発建築課 住宅政策係
048-423-3854

建物の安全性の確保は、所有者の責務です。所有する建物が地震などで倒壊してしまい、人や物に被害を出してしまった場合、その責任は所有者に課せられることとなります。

市では、建物の倒壊等の被害から居住する方を守るため、耐震診断・改修等の費用の一部に補助金を交付しています。補助対象は、原則として建築確認を取得し、**昭和56年5月31日以前に着工された 市内の建築物**となります。



耐震診断補助金		補助対象：昭和56年5月31日以前に着工された建築物	
【条件】 原則として市内にある建築士事務所の建築士（有資格者）による診断が必要です。 ※市内耐震診断業者リスト（掲載希望者）は、市ホームページまたはお問い合わせください。	【補助金額】		
	建築物の用途	補助金額	
	戸建住宅（併用住宅含む）	診断にかかった費用	50%以内で最大5万円まで
	※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合		100%以内で最大10万円まで
	共同住宅		50%以内で最大戸数×2万円、かつ100万円まで
住宅以外	50%以内で最大5万円まで		
表中の※の詳細については、開発建築課までお問い合わせください。			

耐震改修補助金		補助対象：昭和56年5月31日以前に着工された建築物	
【条件】 ・耐震診断の結果が、耐震基準を満たしていないこと。 ・原則として市内にある建設業者の耐震改修であること。 ・耐震改修工事により耐震基準に適合すること。	【補助金額】		
	建築物の用途		補助金額
	戸建住宅（併用住宅含む）	改修にかかった費用	20%以内で最大20万円まで
	※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合		100%以内で最大40万円まで
	共同住宅		20%以内で最大戸数×30万円、かつ1,000万円まで
	住宅以外		10%以内で最大100万円まで
表中の※の詳細については、開発建築課までお問い合わせください。			

耐震シェルター等設置費補助金		補助対象：昭和56年5月31日以前に着工された建築物	
【条件】 ・戸建て住宅等の1階に設置すること。 ・公的機関により、安全性の評価を受けた耐震シェルター・耐震ベッドであること。	【補助金額】		
	建築物の用途		補助金額
	戸建住宅（併用住宅含む）	購入及び設置にかかった費用	50%以内で最大40万円まで
	※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合		90%以内で最大40万円まで
表中の※の詳細については、開発建築課までお問い合わせください。			

ブロック塀等撤去費補助金



問：開発建築課 住宅政策係
048-423-3854

塀の安全性の確保は、所有者の責務です。所有するブロック塀等が地震などで倒壊してしまい、人や物に被害を出してしまった場合、その責任は所有者に課せられることとなります。

市では、地震発生時等におけるブロック塀等の倒壊による被害の未然防止及び避難経路の確保を目的に、道路等に面するブロック塀等の撤去工事等の費用の一部に補助金を交付しています。

補助対象者

市内の道路または公共施設の敷地に面するブロック塀等の所有者または管理者

【条件】

道路面または公共施設の敷地面から高さ1m以上で倒壊のおそれがあるブロック塀等の撤去であること。※ブロック塀等の一部撤去工事は、別途ご相談ください。

【補助金額】

①と②の金額を比較して
少ない方の金額

① ブロック塀等の撤去工事に係る経費の80%

② ブロック塀等の見付面積1㎡当たり1万円を乗じた額

※ただし、補助金の上限は40万円で、同一敷地内の工事につき、1回限りとなります。

生け垣等設置奨励補助金



問：みどり公園課 みどり公園係
048-463-0374

生け垣などの緑の囲いは、家の中から楽しむ緑の眺めとなるとともに、街の風景に自然の彩りとうるおいを与えます。さらに、火災や地震に強いという利点もあります。

市では、生け垣や緑化フェンス等の設置に係る費用の一部に補助金を交付しています。

補助対象者

- ・本市の住民基本台帳に記載され、市税を完納している方
- ・本市に所有または借地する敷地で、新しく生け垣や緑化フェンス等を設置する方
- ・既存フェンスに多年生のつる性植物(1・2年草除く)を植栽する方

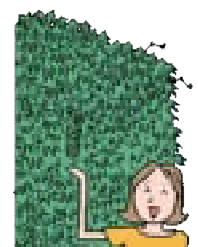
【条件(主なもの)】※既存の生け垣を撤去してつくるものは対象外となります。

- ・長さ2m以上で、公共的な道路に面して設置するもの。
 - ・緑化フェンスは、金網等フェンスに1m当たり3株以上列植し、高さが30cm以上あること。
 - ・既存フェンスに多年生つる性植物を植栽する場合は、1m当たり3株以上列植すること。
- ※制度の詳細については、みどり公園課までお問い合わせください。

【補助金額】

補助対象	補助金額
①生け垣または緑化フェンスの新規設置費用	1m当たり10,000円まで (限度額100,000円)
②新規設置に伴う既設のブロック塀等撤去費用	1m当たり10,000円まで (限度額100,000円)
③既存フェンスへの多年生つる性植物の植栽費用	1m当たり2,000円 (限度額20,000円)

※補助限度額は、①と②を併せて最高200,000円となります。



個人住宅リフォーム資金補助金



問：産業振興課 産業労働係
048-463-1903

年度内で1回限り、市内施工業者により自己の居住に供する住宅（自己所有物件）のリフォームをする場合に、消費税込み10万円以上の工事に対し、5%の補助（上限5万円）が受けられます。

補助対象者

- ・朝霞市に住民登録をしている方
- ・リフォームをする建物の所有者
- ・申込日現在、市民税、固定資産税、その他市の貸付金の滞納がない方

【条件】

対象となる物件

- ① 自己の居住に供する個人住宅（申請者の住民登録がある住宅に限る）
- ② 集合住宅（マンション）においては、専有部分のみ対象
- ③ 店舗兼用住宅などについては、住居部分の面積按分で算出

対象となる工事

個人住宅のリフォーム（改良・改善・増築）工事



対象となる工事期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日までに完了する工事



ご利用の条件

- ① 市内に事業所を有し、市内で営業している業者で施工すること
- ② 令和7年5月1日以降に始める工事で、令和8年3月31日までに工事が完了すること
- ③ 工事完了後1か月以内、または令和8年3月31日までのいずれか早い日に、完了報告書及び必要な書類を提出すること
- ④ 対象工事費税込み10万円以上であること
- ⑤ 市、県、国で実施している同様の補助金の交付や工事に対する介護保険給付を受けていないこと
- ⑥ 補助は期間内に1回限りとなります（住宅において1回）
- ⑦ 過去5年以内にこの補助金を受けていないこと（共有名義の住宅で、前回と申請者が異なる場合でも5年を経過している必要があります。）

※制度の詳細については、産業振興課までお問い合わせください。

【補助金額】※補助金内定額が予算額に達し次第終了します。

対象工事費の5%（最高限度額5万円 ※100円未満切捨て）

※リフォーム工事費見積書の金額と工事完了後の金額を比較し、低い方の金額で最終的な補助金額を計算します。

【注意事項】

- ・個人住宅リフォーム資金補助金は、他の補助金等と併用することができません。あらかじめ他の制度と比較することをお勧めします。
- ・工事着工前の申請が必要ですので、産業振興課にお問い合わせの上、手続きをしてください。
- ・補助金内定額が当初予算額に達し次第、受付を終了しますので、申請をお考えの方は、要件をご確認のうえ、お早めに申請してください。

創エネ・省エネ設備設置費補助金



問：環境推進課 環境対策係
048-463-1512

環境に配慮した創エネ・省エネ設備の普及を促進することにより、温室効果ガスの排出の抑制と雨水の有効活用及び河川への流出抑制を図るため、創エネ・省エネ設備の設置費用の一部を助成しています。

補助対象者（主なもの）

- ・市内に住所を有し、自ら居住している既存住宅に設置し使用する個人
- ・申請時点で市税等に滞納がない者
- ・これまでに市から同一の建物等で、同種の省エネ設備に対する補助金を交付されていない者

【条件（主なもの）】

- ・住宅用太陽光発電システムは、電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約を締結するシステムであること。
- ・エネファームは、「一般社団法人燃料電池普及促進協会」に登録されている機器であること。
- ・定置用リチウムイオン蓄電池は、容量が2 kWh以上で、「一般社団法人環境共創イニシアチブ」の補助対象機器として指定されていること。
- ・雨水貯留槽は、貯留槽が雨どいに接続し、散水等できる蛇口を備えていて密閉構造の設備であること。
- ・HEMSは、「ECHONET Lite」を搭載しており、住宅用太陽光発電システム、エネファームまたは定置用リチウムイオン蓄電池のいずれかと接続していること。
- ・V2Hは、国の補助事業における対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。

※制度の詳細については、環境推進課までお問い合わせください。

【補助金額】

補助対象設備	補助金額
① 住宅用太陽光発電システム	1 kWあたり3万5千円 (最大10万円)
② エネファーム	最大5万円
③ 定置用リチウムイオン蓄電池 (2 kWh以上)	最大10万円
④ 雨水貯留槽	設置費用の2分の1 (最大2万円)
⑤ HEMS	最大1万円
⑥ V2H	最大10万円



【注意事項】

- ・工事着工前の事前申請が必要です。
 - ・予算額に達し次第、受付を終了します。申請をお考えの方は、要件をご確認のうえ、お早めに申請してください。
 - ・対象住宅は既存の建物のみで、新築の建物（建替を含む）は対象外です。
 - ・補助対象者について、対象設備によっては、集合住宅や管理組合が対象となるものもあります。
- ※制度の詳細については、環境推進課までお問い合わせください。

高齢者等住宅改善費補助金



問：長寿はつらつ課 高齢者支援係
048-463-1921

高齢者が在宅で安心して生活ができるよう、身体の状態にあわせ、住宅を改修する場合に、改修費用の一部を助成しています。

補助対象者

介護保険の要介護認定を受けている方や非該当となった方等

【条件】※改修後の申請は認められません。

高齢者の専用居室が対象ですが、アパート・マンション等の共用部分で本人の生活領域と認められる場合、所有者の同意があれば対象となります。（申請、支払等は下記①～③の対象者本人）

【補助金額】

◎手すりの取り付けや段差の解消など、介護保険の給付対象となる住宅改修

対 象／① 介護保険の住宅改修を支給限度額（20 万円）まで使用した上で、さらに費用を要する方

② 介護保険で非該当（自立）と判定され、住宅改修が必要と認められた方

③ 介護保険未申請の方で、予防のために、住宅改修が必要と認められた方

①～③いずれか 1 回のみ

助成額／①の方…改修に要した費用の 3 分の 2 ≪上限額 200, 000 円（千円未満切捨て）≫

②・③の方…手すり・段差解消などの限られた改修にかかる費用の 3 分の 2 ≪上限額 53, 000 円（千円未満切捨て）≫

◎階段昇降機の実装

対 象／介護保険で要介護者（要支援者）と認定され、日常生活を営む上で、階段昇降機が必要と認められた方

助成額／設置に要した費用の 3 分の 2 ≪上限額 466, 000 円（千円未満切捨て）≫

【注意事項】

いずれの改修工事も、事前の相談及び申請が必要です。

申請等の詳細については、長寿はつらつ課までお問い合わせください。

介護保険住宅改修制度



問：長寿はつらつ課 介護認定係
048-463-1951

介護保険の要介護認定を受けている方に住宅の改修に対する費用の一部を補助します。補助の対象になる工事は、手すりの取り付けや床段差の解消等です。

補助対象者

介護保険の要介護認定を受けている方

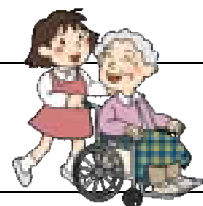
【条件（主なもの）】

- ・住宅改修を行う利用者が要介護認定で要支援・要介護の認定を受けている
- ・改修を行う住宅が利用者の介護保険被保険者証の住所と同一でかつ実際に利用者が居住している
- ・利用者が現在入院または福祉施設に入所等をしていない
- ・以前に上限額まで住宅改修費の支給を受けていない

【補助金額（上限）】

支給限度基準額（20 万円）の 9 割（18 万円）が上限額となります。

※補助額は介護保険負担割合によって異なります。



【注意事項】

工事着工前の事前申請が必要です。

申請等の詳細については、長寿はつらつ課までお問い合わせください。

家具転倒防止器具等設置費補助金



問：長寿はつらつ課 高齢者支援係
048-463-1921

地震による家具の転倒等の被害から身体を守るため、市では、家具転倒防止器具等を取り付ける際の費用の一部を補助しています。

補助対象者

65歳以上のみで構成されている高齢者世帯
65歳以上の者及び障害のある者のみで構成される世帯

【条件】

家具の転倒防止等に有効な器具及びガラス飛散防止に有効なフィルムと取付費用
(取付事業者は市に登録した事業者に限ります。)

【補助金額（限度）】

1世帯1回に限り1万円

【注意事項】

工事着工前の事前申請が必要です。

申請等の詳細については、長寿はつらつ課までお問い合わせください。

高齢者住替え家賃給付



問：長寿はつらつ課 高齢者支援係
048-463-1921

建替え等により立ち退きを求められ、他の民間賃貸住宅に転居された方に対し、転居前と転居後の家賃の差額を一部補助します。

補助対象者

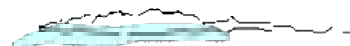
建替え等で立ち退きを求められ、他の民間賃貸住宅に転居した住宅困窮世帯

【条件（次の要件を全て満たす方）】

- ① 現に転居を求められ転居した65歳以上の高齢者で構成されている世帯
- ② 市内に引き続き2年以上居住していること
- ③ 前年度住民税が非課税世帯であること
- ④ 生活保護受給世帯でないこと
- ⑤ 市内の住宅への転居であること
- ⑥ 転居後の居住面積が、おおむね33㎡以下であること
- ⑦ 転居前家賃が、生活保護住宅扶助費の1.3倍以内であること

【補助金額（限度）】

月額2万円



住居確保給付金（家賃補助）



問：福祉相談課 福祉相談係
048-423-5082

離職・廃業等から2年以内で、就労能力及び勤労意欲のある方のうち、住居を喪失するおそれのある方または喪失した方を対象として、家賃相当額を直接不動産媒介業者等に支払うとともに、就労機会の確保に向けた支援を行っています。

支給要件

申請時に以下の①～⑧のすべての要件に該当する方が対象となります。

- ① 離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失するおそれのある方または住居を喪失している方
- ② 申請日において、以下のいずれかの状況である方
 - A 離職等：申請日において離職・廃業の日から2年以内（要件に該当する場合は、最大4年以内）
 - B 休業等：就業による給与等の収入を得る機会が申請者の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、就労の状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にある。
- ③ 申請者が、以下の時点において主たる生計維持者である。
 - A 離職等：離職等の日において、主たる生計維持者であった。
 - B 休業等：申請日の属する月において、主たる生計維持者であった。
- ④ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、収入基準額以下である。（※収入基準額については、お問い合わせください。）
- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（預貯金及び現金）の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

- ⑥ 求職活動について
 - A 常用就職を目指した求職活動を行う方：公共 職業安定所（ハローワーク）等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
 - B 事業再生等を目指した活動を行う方：経営相談先への相談や活動計画に基づく活動を行うこと。
- ⑦ 地方自治体等が実施する離職者に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

【支給金額】

支給額：以下を上限として、収入に応じて調整された額を支給

47,700円（単身世帯）、57,000円（2人世帯）、62,000円（3～5人世帯）、
67,000円（6人世帯）、74,400円（7人以上世帯）

支給期間：3か月間（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：不動産仲介業者等へ代理納付

【注意事項】

申請を希望される場合には、窓口での相談及び申請が必要となります。

相談は事前予約制となりますので、ご希望の方は、福祉相談課までご連絡ください。

住居確保給付金（転居費用補助）



問：福祉相談課 福祉相談係
048-423-5082

生計を同じにする方の死亡または本人もしくは同じ世帯に属する方の離職・休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者または住居喪失のおそれのある方に対して、転居費用相当分を支給することにより、家計の改善に向けた支援を行います。

支給要件

申請時に以下の①～⑧のすべての要件に該当する方が対象となります。

①基本要件

申請者と同じ世帯で生活する方の死亡、または申請者もしくは同一の世帯員の離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失のおそれのある者。

②収入減少期間要件

世帯収入額が著しく減少した月から2年以内の申請であること。

③生計維持要件

申請者が世帯の生計を主として維持していること。

④収入要件

申請日の属する月における、世帯収入額が、基準額及び居住する住宅のひと月分の家賃額※を合算した額（収入基準額）以下であること。

※持ち家または住居を持たない場合は、その住居を維持または確保に要する費用の額とし、住宅扶助基準以内を限度とする。

⑤資産要件

申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（預貯金及び現金）の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

⑥家計改善に関する要件

朝霞市自立相談支援機関（福祉相談課）が実施する家計改善支援事業において、家計の改善のために下記（１）または（２）の理由により、転居が必要であり、かつその費用の捻出が困難であると認められること。

（１）転居により、家賃額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。

（２）転居により、家賃額が増額するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

⑦類似給付の受給に関する調整規定

地方自治体等が実施する離職者に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

⑧その他

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

転居費用補助の支給経費および支給額

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・ 転居先への家財の運搬費用 ・ 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ ハウスクリーニングなどの原状回復費（転居前の住宅に係る費用を含む） ・ 鍵交換費用	・ 敷金 ・ 契約時に払う家賃（前家賃） ・ 家財や設備（エアコン等）の購入費 ※敷金については、返還される可能性があるため、対象外とする。

支給額については、転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準額を3倍した額を上限とする。

なお、朝霞市での上限額は以下の表のとおり。

世帯人数	支給上限額
1人世帯	143,100 円
2人世帯	171,000 円
3人～5人世帯	186,000 円
6人世帯	201,000 円
7人世帯	223,200 円

※転居に要する費用（初期費用、家財の運搬費用等）が決定通知書に記載の支給額を超える場合、差額は自己負担となります。

※転居に要する費用の実際の支出額が支給額を下回った場合は差額を返還していただきます。

【注意事項】

申請を希望される場合には、窓口での相談及び申請が必要となります。

相談は事前予約制となりますので、ご希望の方は、福祉相談課までご連絡ください。

家具転倒防止器具等設置費補助金



問：障害福祉課 障害福祉係
048-463-1598

地震による家具の転倒等の被害から身体を守るため、市では、家具転倒防止器具等を取り付ける際の費用の一部を補助しています。

補助対象者

障害のある者のみで構成される世帯
65歳以上の者及び障害のある者のみで構成される世帯

【条件（主なもの）】

家具の転倒防止等に有効な器具及びガラス飛散防止に有効なフィルムと取付費用
（取付事業者は市に登録した事業者に限ります。）

【補助金額】

1世帯1回に限り1万円

重度障害者住宅改善費補助金



問：障害福祉課 障害福祉係
048-463-1598

重度障害のある方の日常生活における利便を図るため、市では、重度の身体障害者につき、居宅の一部を障害に応じ使いやすく改善し、改善に要する費用の一部を補助しています。

補助対象者

- ・下肢または体幹の障害があり、1級または2級の身体障害者手帳保持者
- ・また、対象者が属する世帯の最多収入者の所得税額が100,500円以下であること

【条件】

補助事業の対象は、居宅の屋内及び屋外を障害に応じて改善する場合に要する住宅改善となります。（老朽化に伴う改善または新築、増築、改築並びに介護保険及び日常生活用具給付等事業の給付対象となる住宅改修を除きます。）

【補助金額】

世帯対象区分	補助率	基準額
生活保護世帯	10/10	基準単価 360,000円と補助対象者の対象経費の実支出予定額とを比較して少ない方の額
その他世帯	2/3	

※1,000円未満の算出額の端数は、切捨てとなります。

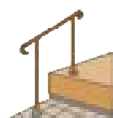
※1人につき1回に限る。

【注意事項】

事前の申請が必要です。



日常生活用具の給付制度



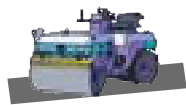
問：障害福祉課 障害福祉係
048-463-1598

市では在宅の身体障害者（児）の日常生活の便宜と社会適応性を図るため、日常生活用具の種目毎に手すりの取り付けや住宅改修等の費用の一部を給付しています。いずれの種目も、事前の相談及び申請が必要です。

移動・移乗支援用具 （歩行支援用具）	補助対象者 平衡または体幹の障害があり、家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上の身体障害者手帳保持者
【条件】 必要な強度と安全性を有する、転倒予防や段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等で、設置に住宅改修を伴わないもの（介護保険の給付対象となるものを除く）。また、対象者が属する世帯の最多納税者の市町村民税所得割額が46万円未満であること。	
【補助金額】 基準額（60,000円）と実支出予定額とを比較して少ない方の額の9割 ※耐用年数（8年）内の再度の支給はできません。	

居宅生活動作補助用具 （住宅改修費給付事業）	補助対象者 下肢または体幹または脳原性運動機能の障害があり、3級以上の身体障害者手帳保持者
【条件】 障害児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの（介護保険の給付対象となるものを除く）。また、対象者が属する世帯の最多納税者の市町村民税所得割額が46万円未満であること。	
【補助金額】 基準額（200,000円）と実支出予定額とを比較して少ない方の額の9割 ※1人につき1回に限ります。	

私道整備事業補助金



問：道路整備課 道路管理係
048-463-0912

市では、私道の舗装や排水施設を設置する工事等の費用の一部に補助金を交付しています。

補助対象者 私道に接している土地の所有者	
【条件（主なもの）】 ・道路幅員が原則4メートル以上あること。 ・原則として私道の両端が公道へ接続していること。 ・私道敷地の所有者の同意を受けていること。 ・私道整備事業補助金を活用したことのある私道については、10年を経過していること。	
【補助金額】 予算の範囲内において、補助対象事業に要する額の2/3以内（上限500万円） ※詳しくは、道路整備課までご相談ください。	



2 住宅全般に関する相談



居住支援相談

問：開発建築課 住宅政策係
048-423-3854

住まい探しでお困りの方を対象に、市では、住宅相談員（社会福祉士）による居住支援に関する無料相談を行っています。お気軽にお問い合わせください。

開催日：毎月第1木曜日（1月・5月は第3木曜日）

時 間：13時～16時

相談員：公益社団法人埼玉県社会福祉士会

場 所：市役所1階 市民相談室

費 用：無料

予 約：開発建築課窓口または電話で事前予約をしてください。



【注意事項】

- 事前予約制（相談日の前日まで）となります。
- 相談時間は一人あたり50分までとなります。
- 当日の相談を円滑に行うため、予約時にお客様の情報を収集させていただきます。氏名、年齢、住所、電話番号、世帯人数、相談内容をお伝えください。
- 相談内容によっては、市の担当課職員が同席させていただきます。
- 収集した情報は、当日対応する相談員及び担当支援課職員と共有させていただきます。
- 本相談は、その場で物件のご案内をするものではありませんので、ご了承ください。

不動産無料相談

問：開発建築課 住宅政策係
048-423-3854

市では、埼玉県宅地建物取引業協会県南支部と協定を締結し、不動産に関わる賃貸、売買、またはトラブル等についての無料相談を行っています。（事前予約制）

開催日：毎月第2木曜日（祝日の場合は第3木曜日）

時 間：10時～12時

相談員：公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会県南支部

場 所：市役所1階 市民相談室

費 用：無料

予 約：（公社）埼玉県宅地建物取引業協会県南支部へ電話（048-468-1717）で事前予約をしてください。



住宅建築相談

問：開発建築課 住宅政策係
048-423-3854

住宅の耐震工事やリフォーム、省エネ住宅等についての相談を行っています。

開催日：毎月第2水曜日（1月は第3水曜日）

時 間：14時～16時

相談員：一般社団法人埼玉県建築士事務所協会県南支部の建築士

場 所：市役所1階 市民相談室

費 用：無料

予 約：開発建築課窓口または電話で事前予約をしてください。

法律相談

問：地域づくり支援課 市民生活・相談係
048-463-2648

市内在住の方（企業、個人事業主、法人等を除く）を対象に、騒音、異臭などの賃貸住宅における相隣トラブルや家賃滞納などに伴う債務整理等に関して、法律分野全般について弁護士によるアドバイスをを行っています。

開催日：毎週水・金曜日

時 間：10時～12時、13時～15時

相談時間：1回30分

相談員：弁護士

場 所：市役所別館4階 法律相談室

費 用：無料

予 約：地域づくり支援課窓口または電話で事前予約をしてください。

【注意事項】

- ・同じ内容の相談は3回までです。
- ・書類（契約書、答弁書、遺言書等）の作成や内容のチェックは行いません。
- ・裁判所において係争・調停中の案件、弁護士に依頼・相談中の案件は相談できません。
- ・あらかじめ相談内容をまとめ、資料等があれば相談時にお持ちください。

消費生活相談

問：朝霞市消費生活センター
048-463-1111（内線 2256）

市内在住の方（企業、個人事業主、法人等を除く）を対象に、住宅の契約に関する消費者トラブルについて、相談を受け付けています。

開催日：毎週月曜日～金曜日

時 間：10時～12時、13時～16時

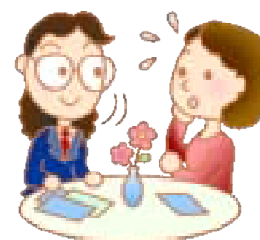
相談員：消費生活相談員

場 所：市役所別館4階 消費生活センター

費 用：無料

【注意事項】

- ・予約不要ですが、センターの混雑状況によっては、すぐに相談できない場合があります。まずは、お電話ください。
- ・来所される場合は、あらかじめ相談内容をまとめ、資料（契約書、請求書等）をお持ちください。



3 分譲マンションに関する支援



分譲マンション管理相談

問：開発建築課 住宅政策係
048-423-3854

マンションの管理や管理組合の運営などでお困りの方を対象に、無料相談を行っています。

開催日：毎月第1水曜日（1・5月は第2水曜日）

時 間：13時30分～16時20分 ※5月のみ9時から11時50分

相談員：マンション管理士（埼玉県マンション管理士会から派遣）

場 所：市役所1階 市民相談室

費 用：無料

予 約：開発建築課窓口または電話で事前予約をしてください。



【注意事項】

- 事前予約制です。予約可能期間は、相談日前月の第3月曜日（祝日の場合は、その翌日）から相談日5日前（祝日の場合は、その前日）までです。
- 相談時間は一人あたり50分までとなります。

埼玉県分譲マンションアドバイザー

問：埼玉県 住宅課
048-830-5573

埼玉県では、マンションの維持管理等に対し専門的な助言等を行う「埼玉県分譲マンションアドバイザー」の登録名簿を整備しています。マンション管理組合等からの要請に基づき、専門的な見地から管理組合等に助言等を行います。

（業務契約は、管理組合等とマンションアドバイザーの間で行っていただくものですので、アドバイザー業務の内容と費用を十分確認の上、ご利用ください。）

【問い合わせ先】埼玉県住宅課 電話：048-830-5573 ファックス：048-830-4888

【ホームページ】<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/mansyonadobaizaseido.html>

住まい相談プラザ

問：埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ
048-658-3017

「埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ」では、様々な住宅に関する相談を無料で受け付けています。専門相談員によるマンション管理相談は、事前予約が必要です。

受付日：年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日

受付時間：10時～18時

相談員：住まい相談プラザの相談員

場 所：埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ（JR大宮駅コンコース西口出口付近）

費 用：無料

予 約：



種別	相談時間	予約方法
一般的な住宅の相談	住まい相談プラザの営業時間内	随時受付
専門相談（60分）	毎週日曜日 13時～、14時15分～	事前予約制

マンション管理計画認定制度

問：開発建築課 住宅政策係
048-423-3854

マンションの管理組合が作成したマンションの管理計画が、一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして、市が認定する制度です。

認定対象

市内に所在する分譲マンション（申請者は、マンション管理組合の管理者等）

【認定基準（主なもの）】

- ・管理組合の運営（集会在年1回以上開催されていること）
 - ・管理規約（管理規約が作成されていること）
 - ・長期修繕計画の作成または見直し等（長期修繕計画の作成または見直しが7年以内に行われていること）
- ※申請方法や制度の詳細については、市ホームページをご覧ください。

【申請手数料】

市への申請にかかる手数料は無料です。 ※（公財）マンション管理センターの「管理計画認定手続支援サービス」（事前確認）の利用料及び事前確認の審査料は別途必要となります。

マンション長寿命化促進税制

問：課税課 固定資産税係
048-463-2875

管理計画の認定を受けたマンション等において、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事が実施された場合に、工事が完了した翌年度に課される建物部分の固定資産税が3分の1減額されます。

対象マンション及び要件

問：開発建築課 住宅政策係
048-423-3854

- 1 築20年以上かつ10戸以上
- 2 過去に長寿命化工事（外壁塗装等工事、床防水工事及び屋根防水工事）を行っている。
- 3 令和5年4月1日～令和7年3月31日の間に2回目以降の長寿命化工事（外壁塗装等工事、床防水工事及び屋根防水工事）を完了していること
- 4 居住用専有部分（専有部分の床面積の2分の1以上が人の居住の用に供する部分である専有部分）を有すること
- 5 （1）または（2）に該当するマンション

（1）管理計画認定マンション

修繕積立金の額を、令和3年9月1日以降に、国が示す基準以下から管理計画の認定基準まで引き上げたこと（『管理計画認定制度』については上記を参照してください。）

（2）助言または指導に係る管理者等の管理組合に係るマンション ※詳しくはご相談ください。

長期修繕計画に係る助言または指導を受けて、長期修繕計画の作成または見直しを行い、長期修繕計画が一定の基準に適合することとなったこと

（『助言・指導内容実施証明書』の発行は、開発建築課 住宅政策係で行います。）

減額の申告について

問：課税課 固定資産税係
048-463-2875

要件を満たした場合は、固定資産税の減額の申告ができます。

減額の申告方法、必要書類等は課税課へお問い合わせください。

【減税額】

- ・各区分所有者が翌年度支払う固定資産税（建物部分のみ）の3分の1が減額
- ・減額の適用期間は1年間となります。
- ・令和5年4月1日～令和9年3月31日の間に2回目以降の長寿命化工事（外壁塗装等工事、床防水工事及び屋根防水工事）を完了後、3か月以内の申告が必要です。



4 賃貸住宅に関する支援



市営住宅

問：開発建築課 住宅政策係
048-423-3854

市が UR 都市機構の団地の一部の部屋を借り上げて運営している、住宅に困っている方が住むことができる住宅です。

名称	所在地	間取り	概算家賃 ※注
市営浜崎住宅	朝霞市朝志ヶ丘 1 - 2	1DK	21,000 円
		1LDK	28,000 円
		2DK	27,400 円～28,000 円
市営膝折住宅	朝霞市膝折町 2 - 9	1DK	17,600 円
		2DK	22,500 円
市営仲町住宅 (新規募集は ありません)	朝霞市仲町 2 - 4	1DK	32,800 円～34,200 円
		2DK	37,300 円

※注 概算家賃は毎年度改定されるため、実際の家賃月額とは異なる場合があります。

【申し込み資格】※以下の資格要件は一部です。また、間取りによって異なります。

申し込みには、それぞれ月額収入が一定の基準内であることなどの条件があります。

- ① 本市に 1 年以上居住していること。(外国籍の方は永住権があることが必要です。)
- ② 市税等を滞納していないこと。
- ③ 入居及び同居しようとする者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に指定する暴力団員でないこと。
- ④ 所得(世帯)が収入基準以下であること。

●収入基準●

一般世帯	裁量世帯 ※注
月額 158,000 円以下	月額 214,000 円以下

※注 申込者が 60 歳以上で、同居予定者のいずれも 60 歳以上または 18 歳未満からなる世帯や、身体障害者手帳(1 級から 4 級まで)の交付を受けている方がいる世帯などの条件に当てはまる世帯

- ⑤ 住宅に困窮していることが明らかであること。(持ち家のある方は原則、申込できません。)

【募集方法(時期)】

現在満室のため、空き室が発生した場合に入居できる「入居補欠者」を年 1 回募集
(募集時期に関する最新情報は、決まり次第市ホームページ及び広報に掲載します。)

※制度の詳細については、開発建築課までお問い合わせください。



高齢者住宅

問：長寿はつらつ課 高齢者支援係
048-463-1921

借家やアパート等に居住し、建て替え等により、立ち退きを要求されている65歳以上の方に高齢者住宅を提供しています。市内に引き続き3年以上住所を有していることや自立して日常生活を営むことができる等の対象要件があります。

【対象者の要件】

次の全ての要件に当てはまる方

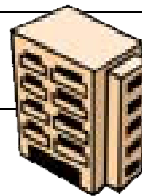
- ・世帯を構成する者の全てが65歳以上であること
- ・原則、ひとり暮らしであること。（一部を除く）
- ・市内に継続して3年以上住民登録があること
- ・借家、アパートなどに居住し、建て替え等により立ち退きを求められていること
※家賃滞納等の本人の責による立ち退きは対象外となります。
- ・自立して日常生活を営むことができること

【使用料】

月額30,000円（一部を除く）

【募集方法（時期）】

随時募集（空き室が発生した際に、公募して受け付けます。）



※制度の詳細については、長寿はつらつ課までお問い合わせください。

県営住宅

問：埼玉県住宅供給公社
048-829-2875

埼玉県が運営している、住宅に困っている低額所得者の方々のために建てられた住宅です。

このため、民間賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や条例等に入居者資格が定められており、色々な制限があります。

【募集月】

4月、7月、10月、1月の年4回

※上記定期募集のほか、随時募集を行っている住宅もあります。

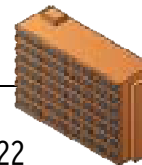
【募集案内の配布場所】

募集期間中のみ、開発建築課の窓口、総合案内、内間木支所、朝霞駅前出張所、朝霞台出張所で配布しています。

※Web（埼玉県住宅供給公社ホームページ）からの申込みも可能です。

【問い合わせ先】

・埼玉県住宅供給公社 県営住宅課 電話：048-829-2875 ファックス：048-825-1822
ホームページ <https://www.saijk.or.jp/lookingfor/kenei/>



5 空き家等に関する相談・支援



空き家等の管理について

問：開発建築課 住宅政策係
048-423-3854

空き家等の適正な管理は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「朝霞市空き家等の適正管理に関する条例」により、所有者や管理者の責務となっています。

空き家等の状態によっては、建物の倒壊や建築資材の飛散などにより不安を与えたり、雑草や樹木の繁茂などにより、近隣の良い生活環境を阻害する要因となります。

空き家等を所有または管理する方は、敷地内の雑草を除去するなど、定期的な管理を行うとともに、家屋などを空き家にする場合には、近隣の方に連絡先を教えておくなど、空き家等を所有または管理する方は、建物や敷地内の適正な管理が必要です。

空き家のワンストップ無料相談

問：開発建築課 住宅政策係
048-423-3854

市では、関係団体と協定を締結して、市内にある空き家所有者または管理者の方々を対象に、無料相談を行っています。（事前予約制）

相談する場合は、下記の相談窓口へ電話で予約してください。

なお、詳細な調査や資料作成を要する場合や、専門性が高い法律相談などは有料となります。（有料となる場合は、事前にご説明します。） 相談内容が複数ある場合でも、連携して対応

適正に管理 したい



売却・賃貸 したい



相続登記 したい

公益社団法人
埼玉県宅地建物取引業協会
県南支部

相談場所

朝霞市本町1-2-26

埼玉県宅地建物取引業協会県南支部内

電話予約

048-468-1717
(10時～16時)

※水・土・日曜日、祝日、
年末年始、お盆休みを除く

修繕・リフォーム したい



解体 したい



耐震診断・改修 したい

一般社団法人
埼玉県建築士事務所協会
県南支部

相談場所

朝霞市根岸台1-1-36

(有)内田設計内

電話予約

048-461-4507
(10時～16時)

※土・日曜日、祝日、
年末年始、お盆休みを除く

利用 したい



活用 したい



管理不全空き家の相談

一般社団法人
日本空家対策協議会

相談場所

清瀬市旭が丘

6-941-43

電話予約

042-453-8000
(9時～18時)

※土・日曜日、祝日、
年末年始、お盆休みを除く

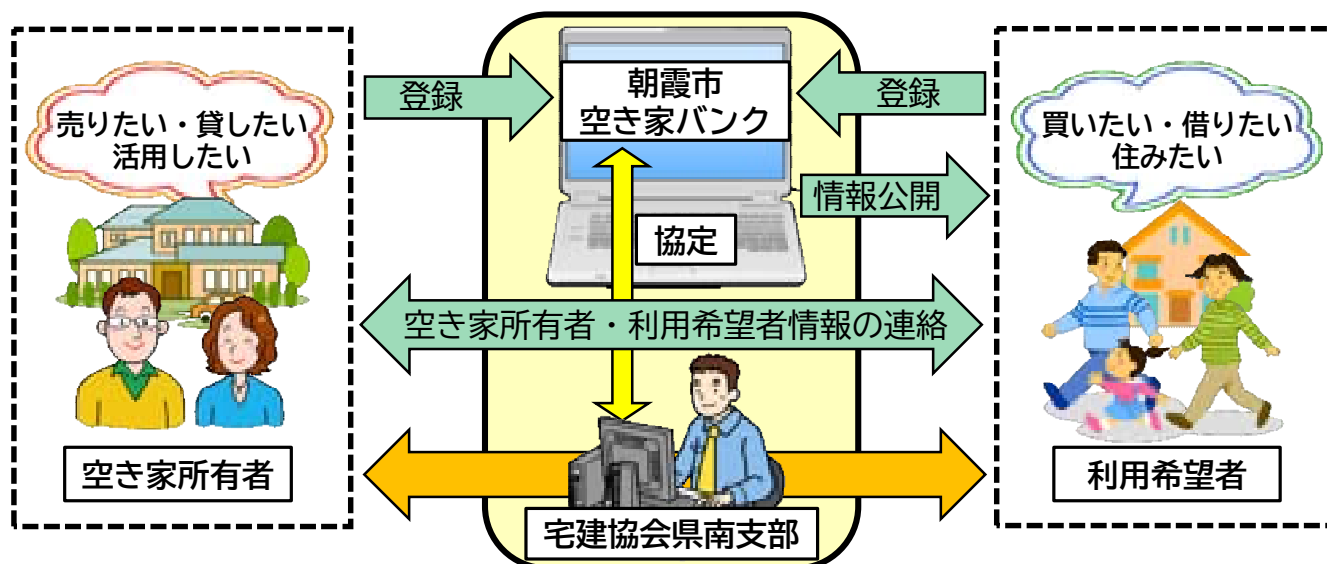
空き家バンク制度

問：開発建築課 住宅政策係
048-423-3854

空き家を「売りたい・貸したい」所有者と、空き家を「買いたい・借りたい」利用希望者のマッチングを行う制度です。

交渉や契約は、市と協定を締結した「公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 県南支部」の会員である宅建業者が、当事者間の媒介を行います。

※市は、交渉や契約等に直接関与することはありません。



解体費用シミュレーター等について

問：開発建築課 住宅政策係
048-423-3854

市は、㈱クラッソーネと協定を締結しています。専任アドバイザーが解体の見積りから工事完了までワンストップでサポートします。《クラッソーネ窓口:0120-304-395(平日 9:00-18:00)》

また、「解体費用シミュレーター」や「解体工事 DX プラットフォーム」がご利用いただけます。

A I による解体費用シミュレーター		解体工事 DX プラットフォーム	
個人情報を入力することなく、建物の解体費用の概算を把握することができます。 詳細は市ホームページまたは右記QRコードをご参照ください。		解体予定である物件の情報を入力すると、工事内容に合わせた最適なお見積り依頼ができます。 詳細は市ホームページまたは右記QRコードをご参照ください。	

空き家活用ローン制度について

問：開発建築課 住宅政策係
048-423-3854

市は、㈱武蔵野銀行と協定を締結しています。

空き家の解体・購入資金のほか、空き家の改築や改装、解体後の土地の利活用などに、「空き家活用ローン制度」がご利用いただけます。

詳細は市ホームページまたは右記QRコードをご参照ください。



6 住まいの終活ノート

近年、全国的に空き家が増えており、空き家になる要因の約6割が相続に原因があるといわれています。

今お住まいの「お家」について、ご自身が亡くなられた後、引き継いだ方が住まれるのか、住まずに空き家となってしまうのか、ご家庭により様々な事情があると思います。

ご家族がその家に住み続けるのか、それとも売買等により別の誰かに引き継ぐのか、相続等の準備をあらかじめ進めておかないと、管理がされず、ご家族や近所の方に迷惑を掛けてしまう空き家となる可能性があります。

「住まいの終活ノート」とは、ご自宅に居住されている内に、ご自身の気持ちや、住宅や土地などについて整理するとともに、もしものことが起こった際にご家族や残された方へご自身の想いを伝えるためのノートです。

もしものときのために、残された方々に自分の思いを伝えられるように、「住まいの終活ノート」を作成してみませんか。残された方々と話し合うきっかけとなるように、今から確認をしてみましょう。

将来、ご家族への負担を減らすためにも、このノートをご活用して、今後について話し合ってみてください。

【注意事項】

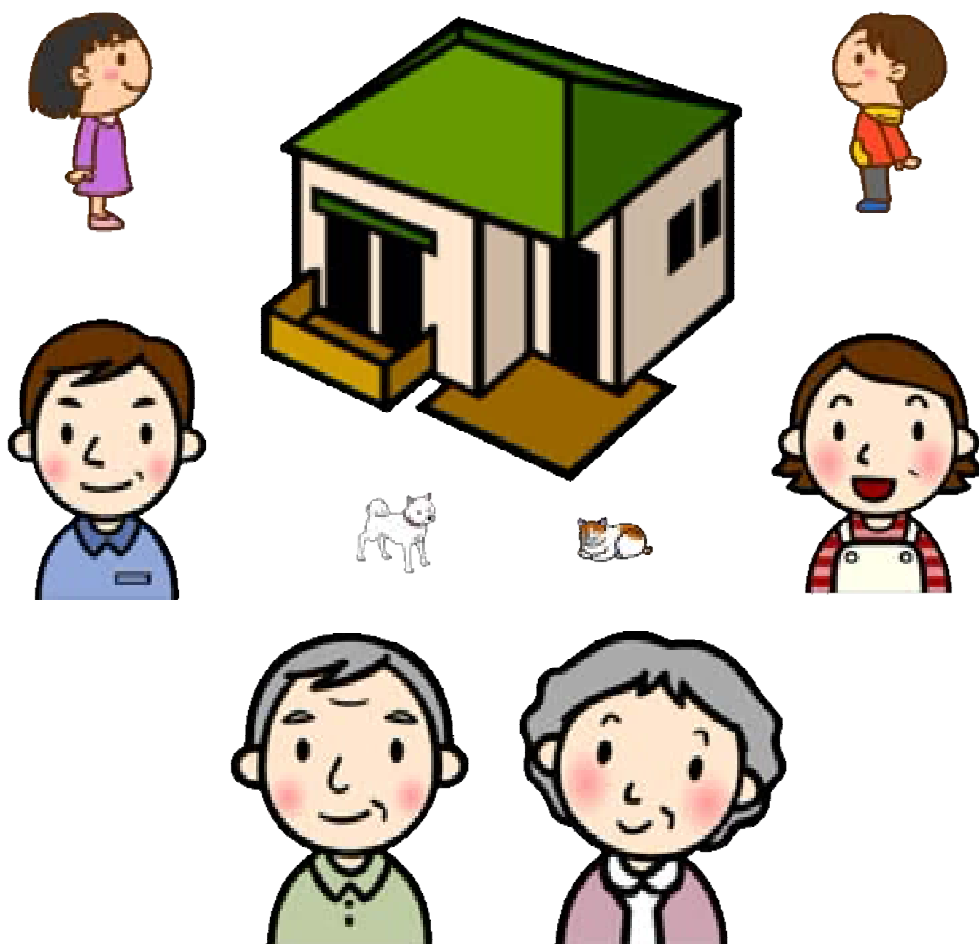
「住まいの終活ノート」に記入したことは、法的効力をもつものではありませんので、ご自身の意思を伝えるものとして活用してください。

また、財産等の大切な情報を記入した後は、保管場所等の管理には十分お気をつけください。



す 住まいの終活ノート

しゅうかつ



記入日： 年 月 日

発行：朝霞市（開発建築課）

はじめに

近年、全国的に空き家が増えており、空き家になる要因の約6割が相続に原因があるといわれています。

今お住まいの「お家」について、ご自身が亡くなられた後、引き継いだ方が住まれるのか、住まずに空き家となってしまうのか、ご家庭により様々な事情があると思います。

ご家族がその家に住み続けるのか、それとも売買等により別の誰かに引き継ぐのか、相続等の準備をあらかじめ進めておかないと、管理がされず、ご家族や近所の方に迷惑を掛けてしまう空き家となる可能性があります。

「住まいの終活ノート」とは、ご自宅に居住されている内に、ご自身の気持ちや、住宅や土地などについて整理するとともに、もしものことが起こった際にご家族や残された方へご自身の想いを伝えるためのノートです。

もしものときのために、残された方々に自分の思いを伝えられるように、「住まいの終活ノート」を作成してみませんか。残された方々と話し合うきっかけとなるように、今から確認をしてみましょう。

将来、ご家族への負担を減らすためにも、このノートをご活用して、今後について話し合ってみてください。

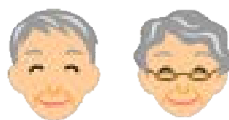


【注意事項】

「住まいの終活ノート」に記入したことは、法的効力をもつものではありませんので、ご自身の意思を伝えるものとして活用してください。

また、財産等の大切な情報を記入した後は、保管場所等の管理には十分お気をつけください。

私自身の情報



ふりがな 名前	
生年月日	
住 所	
本 籍	
電話番号	
メールアドレス	

もしもの時の連絡先



1

ふりがな 名前	
住 所	
電話番号	
私との関係	

2

ふりがな 名前	
住 所	
電話番号	
私との関係	

3

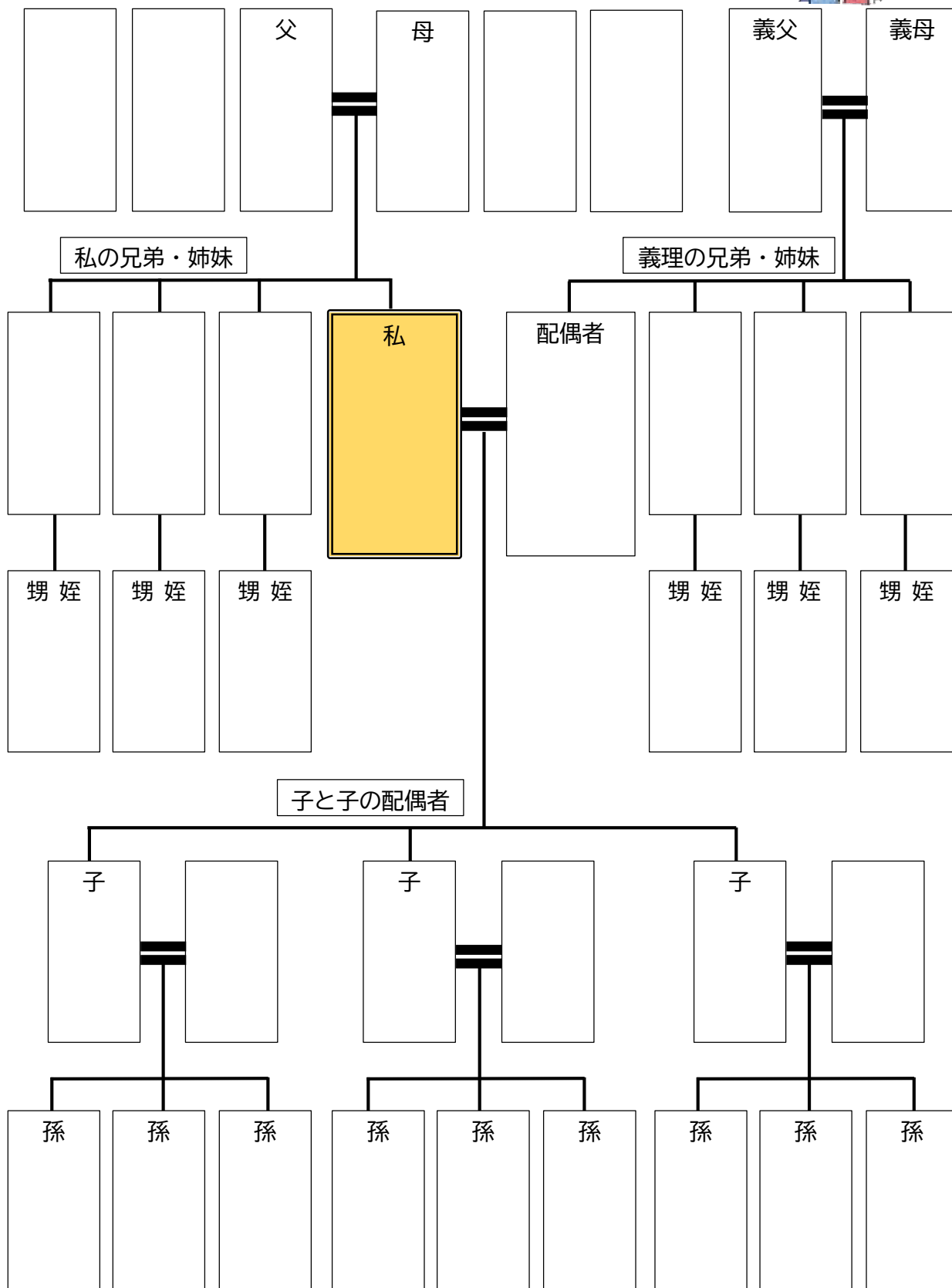
ふりがな 名前	
住 所	
電話番号	
私との関係	

私の家系図



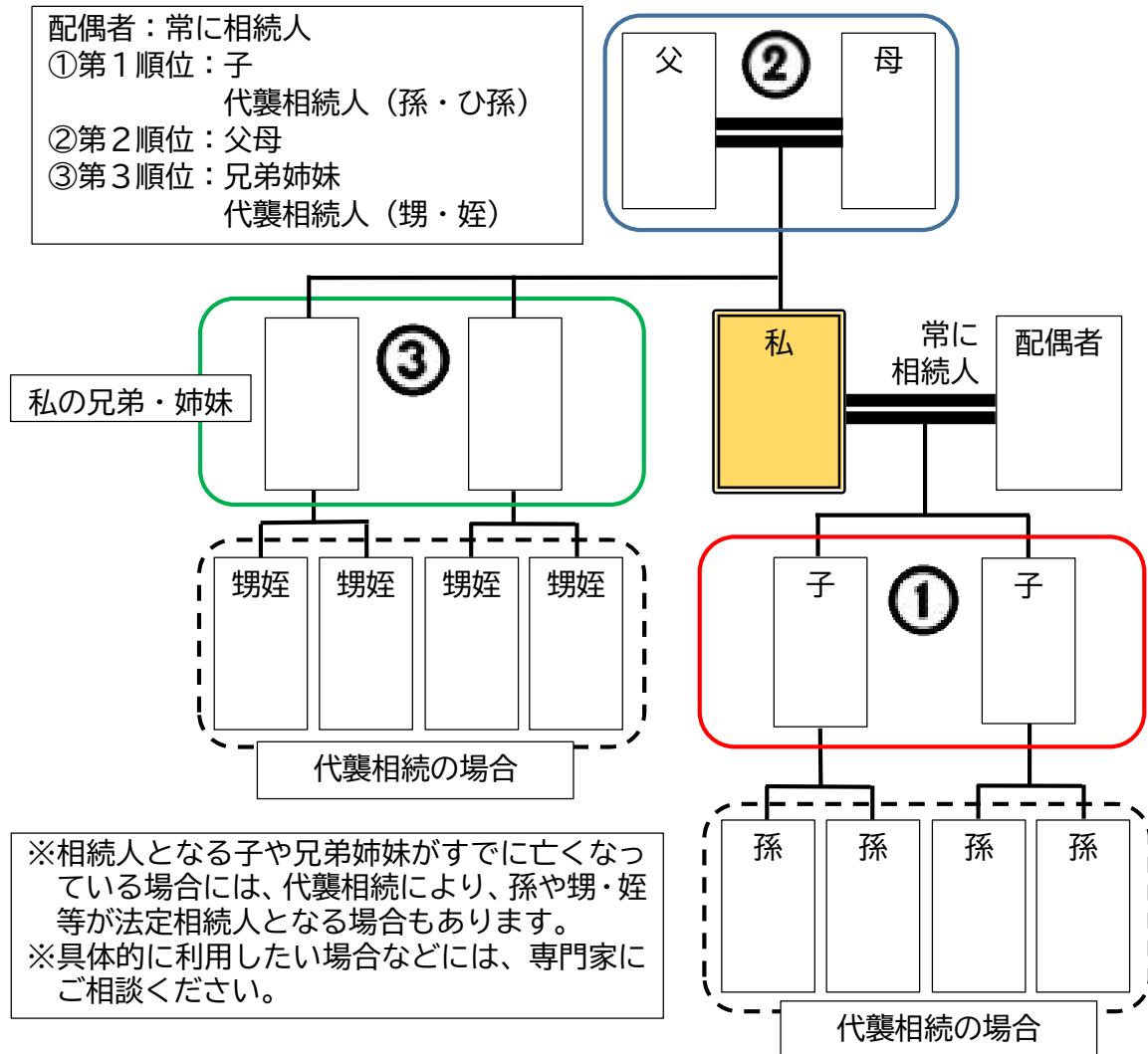
父方の伯父/叔父・伯母/叔母

母方の伯父/叔父・伯母/叔母



法定相続人について

遺産を受け継ぐことができる法定相続人は、法律で定められています。お亡くなりになった方（被相続人）の配偶者に加え、子、父母、兄弟姉妹の順で相続人を決定します。



◎ 配偶者：常に相続人

配偶者は以下の相続人とともに常に相続人となります。

① 第1順位：子

被相続人に子がいる場合は、子と配偶者が相続人となります。配偶者がいない場合は、子がすべてを相続します。

② 第2順位：父母

被相続人に子がない場合は、父母と配偶者が相続人となります。配偶者がいない場合は、父母がすべてを相続します。

③ 第3順位：兄弟姉妹

被相続人に子も父母もない場合は、兄弟姉妹と配偶者が相続人となります。配偶者がいない場合は、兄弟姉妹がすべてを相続します。

私が所有している不動産



住まいの建物

所在地	家屋番号	名義人（所有者） 共有なら持ち分も	将来の希望は

住まいの土地

所在地	地番	地目	名義人（所有者） 共有なら持ち分も	将来の希望は

その他所有している不動産

所在地	家屋番号 地番	地目	名義人（所有者） 共有なら持ち分も	将来の希望は

【所有している不動産の調べ方】

不動産（建物・土地）の所在地と地番は、法務局で発行している登記事項証明書（登記簿謄本）に記載されているものを書きましょう。複数人で所有（共有）している場合は、持分（所有割合）や誰と共有しているのかについても把握しておきましょう。また、土地や建物を貸している場合や借りている場合は、契約書の有無、登記の有無などについても確認しましょう。

相続登記の手続きがされず、未登記の不動産をお持ちの方は、司法書士等にご相談ください。

《資料の確認（一例）》

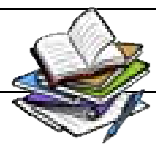
知りたいこと	答えが書いてある書類 ※自宅にない場合の取寄せ先	専門家に お願いする場合
土地・建物の名義人	・登記事項証明書 ・公図、地積測量図 ・登記識別情報通知書 ・登記済証（権利証） ※さいたま地方法務局志木出張所	司法書士
地番・家屋番号・面積		土地家屋調査士
自分が所有している 全ての土地建物	・固定資産税の納税通知書 ・固定資産課税台帳、名寄帳 ※市役所課税課	

私が所有している不動産（建物、土地）等について 家族・相続人に伝えておきたいこと

① 近所の人と申合せ事項がある（隣地境界・越境物など）



② 建て替えについて制約がある



③ 道路の権利関係が複雑である



④ 地下に埋設物がある（他人の上下水道・ガス管等）



⑤ 一緒に暮らしているペットがいる



終活の参考となる制度

家族・親族に信託する

自分の財産を信頼できる人に託して、自分が決めた目的にしたがって、管理・運用や売却などの処分をしてもらう制度です。

認知症になった場合でも託された方が自己の所有資産として自分が決めた目的にしたがって不動産を管理、処分することができます。

信託契約や公正証書などの手続きが必要となる場合があります。司法書士など専門家に相談してください。



任意後見制度の活用

認知症等により判断能力が無くなると、家族が売却しようとしても勝手には売却できません。こうした場合、法定後見制度が活用できますが、判断能力があるうちに任意後見制度を活用すれば、その後判断能力が無くなっても事前に本人の意思を後見人に伝えておくことで、建物の売却・解体等ができるようになります。

今のうちから任意後見制度の活用を検討してみてください。



任意後見制度

自身で自由に後見人になってくれる人を選び、その人と後見内容も決めておくことのできる制度です。任意後見は、本人の財産を守るための制度なので、本人の財産にリスクとなるような財産の使い方は後見人であってもできません。

法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、成年後見人が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

生前贈与

生前に自分の財産を相続人となる方などに贈与することで、これら財産の管理や処分等の判断、実務をその方に委ねることができます。

遺産分割は時間がかかることが多くありますが、自分が生前に財産の行き先を決めることができます。

※遺留分に注意してください。また、贈与税が課税されますので、税控除の活用等を検討してください。



遺言書の作成

不動産の相続について、相続人の中での協議がまとまらず、長期間処分できないことがあります。

誰に建物を引き継いでもらいたいかが明確な場合には、遺言書を作成することでスムーズに相続ができるようになります。

遺言書は、大きく分けて公正証書遺言と自筆証書遺言があります。法律に定められた要件や形式を満たしていない場合は、無効になるケースもあります。要件や形式にあった正しい遺言書を作りましょう。

また、共有名義の不動産は、相続登記をしないまま相続を繰り返すと、権利関係が複雑化してしまう場合があります。

公正証書遺言

遺言者が公証人(※)へ口頭で遺言の内容を伝え、公証人が作成する遺言です。公証人によって作成されるため、形式面での誤りによる遺言無効などの心配がありません。また、遺言書は公証人役場で保管してもらうことができます。

※公証人とは、公証人役場にいる法律の専門家です。

自筆証書遺言

遺言者による手書きで作成する遺言です。

これまでは、完成した遺言書は自分自身で保管するか、弁護士などの専門家に預ける必要がありましたが、法務局で保管してもらうことができます。(自筆証書遺言書保管制度)

「自筆証書遺言書保管制度」を利用することで

- ・遺言書の紛失、廃棄、改ざんを防ぐことができる
- ・遺言の形式要件を満たしているかチェックしてもらえる
- ・相続開始後の家庭裁判所における検認が不要
- ・遺言書が保管されている旨が相続人に通知される

※遺言書保管についての詳細はお近くの法務局へお問い合わせください。

自由記載欄



書ききれなかった情報や、大切な人へのメッセージにご利用ください。

A large, empty rectangular area with rounded corners, intended for free text entry.

相談窓口のご案内

空き家のワンストップ無料相談

問：開発建築課 住宅政策係
048-423-3854

市では、関係団体と協定を締結して、市内にある空き家所有者または管理者の方々を対象に、無料相談を行っています。（事前予約制）

相談内容	相談窓口
管理について	公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 県南支部 相談場所：朝霞市本町1-2-26 （埼玉県宅地建物取引業協会 県南支部内） 電話予約：048-468-1717（10時～16時） ※土曜日・日曜日・祝日、年末年始、お盆休みを除く
売却について	
賃貸について	
相続登記について	
修繕・リフォームについて	一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会 県南支部 相談場所：朝霞市根岸台1-1-36 （（有）内田設計内） 電話予約：048-461-4507（10時～16時） ※土曜日・日曜日・祝日、年末年始、お盆休みを除く
解体について	
用途変更について	
耐震診断・改修について	

不動産無料相談

問：開発建築課 住宅政策係
048-423-3854

市では、埼玉県宅地建物取引業協会県南支部と協定を締結し、不動産に関わる賃貸、売買、またはトラブル等についての無料相談を行っています。（事前予約制）

開催日：毎月第2木曜日（祝日の場合は第3木曜日）
 時 間：10時～12時
 相談員：埼玉県宅地建物取引業協会県南支部
 場 所：市役所1階 市民相談室
 費 用：無料
 予 約：開発建築課窓口または電話で事前予約をしてください。

法律相談

問：地域づくり支援課 市民生活・相談係
048-463-2648

市内在住の方（企業、個人事業主、法人等を除く）を対象に、法律分野全般について弁護士によるアドバイスを行っています。（事前予約制）

開催日：毎週水・金曜日 時 間：10時～12時、13時～15時 相談時間：1回30分 相談員：弁護士 場 所：市役所別館4階 法律相談室 費 用：無料 予 約：地域づくり支援課窓口または電話で事前予約をしてください。	【注意事項】 ・同じ内容の相談は3回までです。 ・書類（契約書、答弁書、遺言書等）の作成や内容のチェックは行いません。 ・裁判所において係争・調停中の案件、弁護士に依頼・相談中の案件は相談できません。 ・あらかじめ相談内容をまとめ、資料等があれば相談時にお持ちください。
--	--

住まいの終活ノート（令和6年4月版）
【発行】朝霞市 都市建設部 開発建築課 住宅政策係
〒351-8501 埼玉県朝霞市本町 1-1-1
TEL 048-423-3854（直通） FAX 048-463-9490
E-mail kaihatu_kentiku@city.asaka.lg.jp
URL <https://www.city.asaka.lg.jp/>



問合せ先別 支援内容一覧表



問合せ先		支援内容	ページ数
開発建築課 住宅政策係 048-423-3854		耐震診断補助金	1
		耐震改修補助金	
		耐震シェルター等設置費補助金	
		ブロック塀等撤去費補助金	2
		居住支援相談	12
		不動産無料相談	
		住宅建築相談	
		分譲マンション管理相談	14
		マンション管理計画認定制度	15
		市営住宅	16
		空き家等の管理について	18
		空き家のワンストップ無料相談	
		空き家バンク制度	19
		解体費用シミュレーター等について	
		空き家活用ローン制度について	
		住まいの終活ノート	20
みどり公園課 みどり公園係 048-463-0374		生け垣等設置奨励補助金	2
道路整備課 道路管理係 048-463-0912		私道整備事業補助金	11
産業振興課 産業労働係 048-463-1903		個人住宅リフォーム資金補助金	3
環境推進課 環境対策係 048-463-1512		創エネ・省エネ設備設置費補助金	4
長寿はつらつ課 高齢者支援係 048-463-1921		高齢者等住宅改善費補助金	5
		家具転倒防止器具等設置費補助金	6
		高齢者住替え家賃給付	
		高齢者住宅	17
長寿はつらつ課 介護認定係 048-463-1951		介護保険住宅改修制度	5
福祉相談課 福祉相談係 048-423-5082		住居確保給付金	7
障害福祉課 障害福祉係 048-463-1598		家具転倒防止器具等設置費補助金	10
		重度障害者住宅改善費補助金	
		日常生活用具の給付制度	11
地域づくり支援課 市民生活・相談係 048-463-2648		法律相談	13
朝霞市消費生活センター 048-463-1111（内線 2256）		消費生活相談	
課税課 固定資産税係 048-463-2875		マンション長寿命化促進税制	15
埼玉県 住宅課 048-830-5573		埼玉県分譲マンションアドバイザー	14
埼玉県住宅供給公社	048-658-3017	住まい相談プラザ	14
	048-829-2875	県営住宅	17



朝霞市 住まいのサポートブック

— 令和7年4月発行 —

【発行】朝霞市 都市建設部 開発建築課 住宅政策係
〒351-8501 埼玉県朝霞市本町 1-1-1

TEL 048-423-3854（直通）

FAX 048-463-9490

